

嵐山町農業担い手育成嵐丸塾運営要領

平成29年2月2日決裁

令和6年11月15日改正

(設置)

第1条 嵐山町新規就農者等支援対策事業実施要綱（平成29年告示第22号。以下「実施要綱」という。）に基づき、嵐山町農業の新たな担い手を確保・育成するため、実施要綱第7条の嵐山町新規就農者等支援委員会の専門部会として、嵐山町農業担い手育成嵐丸塾（以下「嵐丸塾」という。）を設置する。

(組織)

第2条 嵐丸塾は、実施要綱第6条第3項に定める委員会の委員及び嵐丸塾の研修生（以下「塾生」という。）をもって組織する。

(任期)

第3条 嵐丸塾の任期は、実施要綱第8条第1項に準ずるものとする。

(塾長、副塾長及び営農指導長)

第4条 嵐丸塾に、塾長及び副塾長各1人、営農指導長若干名を置く。

2 塾長、副塾長及び営農指導長は、実施要綱第9条の委員長、副委員長及び営農指導長がそれぞれの職務を兼ねる。

(会議)

第5条 嵐丸塾の会議は、おおむね2月に1回程度の定例会又は研修会とする。

2 営農指導長は、前項の会議において塾生の研修状況を報告し、他の委員は、営農に関する助言等を行う。

(塾生の範囲)

第6条 嵐丸塾に入塾することができる者は、実施要綱第2条第1項第2号及び次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 農業に対する情熱及び忍耐力をもって、継続して取り組むことができる者
- (2) 地域活動へ積極的に参画し、地域からの信頼を得ることができる者
- (3) 町内に居住して、農業経営を行う意志のある者
- (4) 嵐丸塾を卒業後、農業を主な生活の基盤として年間150日以上従事できる者

- (5) 入塾希望時の年齢が、満18歳以上47歳以下である者
- (6) 町内の農地を利用して営農活動ができる者
- (7) 原則2年間農業収入がなくても生計を維持できる資力を有する者
- (8) 普通自動車運転免許を有する者。

(研修内容)

第7条 研修内容及び研修期間は、別表第1のとおりとする。

(入塾申請)

第8条 嵐丸塾への入塾を希望する者は、嵐山町農業担い手育成嵐丸塾入塾申請書(様式第1号)ならびに誓約書(様式第2号)を塾長に提出するものとする

(入塾審査)

第9条 前条の申請があったときは、当該申請書等の内容をもとに入塾審査を実施した上で、入塾の可否を決定するものとする。

2 前項の入塾審査は、次に掲げる者により実施する。

- (1) 塾長
- (2) 副塾長
- (3) 営農指導長
- (4) 埼玉中央農業協同組合の職員
- (5) 埼玉県東松山農林振興センターの職員

(入塾の認定)

第10条 前条による審査の結果、入塾の可否を決定したときは、嵐山町農業担い手育成嵐丸塾受入認定結果通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(支援内容及び費用の負担等)

第11条 嵐丸塾における具体的な支援内容は、別表第2に掲げるものとし、研修に要する費用については、予算の範囲内で助成することができるものとする。

2 塾生は、埼玉中央農業協同組合又は嵐山町農産物生産組合に加入するとともに、研修期間中において農産物の出荷販売等により得た収入は、塾生本人の就農に備えた準備資金とすることができる。

(修了基準及び研修期間の延長措置)

第12条 嵐丸塾の修了基準は、次に掲げるいずれかによるものとする。

- (1) 別表第1に掲げる研修内容についておおむね良好な成績で習得し、実践活動

を行ったと見込まれること

- (2) 研修最終年度の年間販売額が120万円を超えること
- (3) 嵐丸塾の研修修了後、町内で営農活動ができる見込みのあること
- (4) 圃場の適正管理に関すること。
- (5) 農業機械等の適正な操作及び管理に関すること。
- (6) 経費節減に向けた取組みに関すること。
- (7) 地域農業への貢献に関すること。
- (8) 地域及び近隣農家との信頼関係に関すること。
- (9) 就農に当たっての営農計画に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、農業経営を開始するに当たっての取組み姿勢に関すること。

2 別表第1に掲げる研修期間が満了するにもかかわらず、前項に掲げる修了基準を満たすことが困難なとき、塾生本人が希望しかつ嵐丸塾の委員の過半数以上の同意を得た場合に限り、1年間研修期間を延長することができる。

3 塾長は、前項の規定により研修期間を延長したにもかかわらず、修了基準を満たすことが困難なとき、当該塾生に対して研修期間に要した費用の返還を求めることができる。

4 塾生は、前項に定める費用の返還の請求を嵐丸塾から受けたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(卒塾)

第13条 塾生の卒塾に関する審査は、第9条第2項に掲げる者により実施するものとする。

(卒塾の承認)

第14条 前条による審査の結果、当該塾生の卒塾が適当であると判断したときは、第5条第1項に規定する定例会に諮り、承認を得るものとする。

(町農業委員会への推薦)

第15条 前条の規定により当該塾生の卒塾が承認されたときは、塾長は将来における町の農業の担い手となり得る者として、町農業委員会へ推薦するものとする。

(修了書の交付)

第16条 第14条の規定により塾生の卒塾が承認されたときは、塾長は修了認定書(様式第4号)を交付するものとする。

(研修の休止)

第17条 塾生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、塾長は第5

条第1項に規定する定例会に諮り、研修を休止することができる。

- (1) 健康を著しく害し、研修を続けることが困難になったとき。
- (2) 努力を怠る等真剣に研修を履行していると見受けられないと判断したとき。
- (3) 重大な法令違反をし、刑罰を受けたとき。
- (4) 研修農場等の適切な管理を怠ったとき。
- (5) 研修修了後に確実に就農することが見込まれないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研修を休止することが適当であると認めたとき。

(費用の返還)

第18条 塾長は、前条第1号に該当する場合を除いて塾生が途中で研修休止又は正当な理由なく就農しなかったとき、当該塾生に対して研修期間中に要した費用の返還を求めることができる。

2 塾生は、前項に定める費用の返還の請求を嵐丸塾から受けたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(卒塾後の施設使用の取扱い)

第19条 研修期間中に嵐丸塾が整備した施設について、塾生が卒塾後も続いて使用を希望するときは、嵐丸塾に使用料を支払うことで引き続き使用できるものとする。

2 前項の使用料及びその期間は、嵐丸塾と当該塾生の協議により、決定するものとする。

(庶務)

第20条 嵐丸塾の運営に関する庶務は、農政課において処理する

。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、嵐丸塾の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

研修区分	研修内容	研修期間
新規就農者 （農業未経験）	1 講義 ① 栽培技術に関する基礎知識の習得 ② 農業機械等の操作 ③ 農業経営に関する基礎知識 2 実践研修 ① 研修圃場における実践栽培と販売活動	原則 2 年間 ※ 1 年間の延長あり
新規就農者 （農業経験有） 及び農家子弟	未経験者の研修内容に準じるものとし、既に過去に経験のある事項については省略することができる。ただし、自らの栽培計画と販売活動として最低 1 年間は実践することとする。	1 年～ 2 年

別表第 2（第 11 条関係）

- ① 農業機械及び施設設備等の貸与（研修期間中は無償）
- ② 栽培から販売までの直接的経費のうち、農業資材等の購入費の助成（予算の範囲内）
- ③ 農協経由の市場出荷及び農産物直売における販売面の各種支援
- ④ 農業関係の資格又は免許取得に要する費用の助成（予算の範囲内）
- ⑤ 各種農業研修会及び栽培技術研修会等の紹介及び斡旋
- ⑥ 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の受給支援
- ⑦ その他必要とする支援等